

# 目 次

第1編 総論	(1)
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	(1)
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	(1)
2 市国民保護計画の構成	(2)
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	(2)
第2章 国民保護措置等に関する基本方針	(4)
1 基本的人権の尊重	(4)
2 市民等の権利利益の迅速な救済	(4)
3 市民等に対する情報提供	(4)
4 関係機関相互の連携協力の確保	(4)
5 市民等の協力	(4)
6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	(5)
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	(5)
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	(5)
第3章 関係機関の事務又は業務の概要	(6)
1 市	(7)
2 県	(7)
3 指定地方行政機関	(7)
4 指定公共機関及び指定地方公共機関	(9)
5 公共的団体	(10)
第4章 市の地理的、社会的特徴	(11)
1 地理的特徴	(11)
2 社会的特徴	(12)
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	(13)
1 武力攻撃事態の類型	(13)
2 緊急処理事態の事態例	(14)

第2編 平素からの備えや予防	(15)
第1章 組織・体制の整備等	(15)
第1 市における組織・体制の整備	(15)
1 市の各部局における平素の業務	(15)
2 市職員の参集基準等	(15)
3 消防機関の体制	(16)
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	(16)
第2 関係機関との連携体制の整備	(17)
1 基本的考え方	(17)
2 県との連携	(18)
3 近接市町との連携	(18)
4 指定公共機関等との連携	(18)
5 消防団の充実・活性化の推進	(19)
6 ボランティア団体等に対する支援	(19)
第3 通信の確保	(19)
1 非常通信体制の整備	(20)
2 実践的な通信訓練の実施	(20)
3 非常通信体制の確保	(20)
第4 情報収集・提供等の体制整備	(20)
1 基本的考え方	(20)
2 警報等の伝達に必要な準備	(21)
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	(22)
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	(23)
第5 研修及び訓練	(23)
1 研修	(23)
2 訓練	(24)
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	(26)
1 避難に関する基本的事項	(26)
2 救援に関する基本的事項	(27)

3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	(27)
4	避難施設の指定への協力等	(28)
<b>第3章</b>	<b>生活関連等施設の把握等</b>	<b>(29)</b>
1	生活関連等施設の把握等	(29)
2	生活関連施設の安全確保の留意点	(29)
3	廃棄物の特例に関する検討	(30)
<b>第4章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b>	<b>(31)</b>
1	市における備蓄	(31)
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	(31)
<b>第5章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	<b>(33)</b>
1	国民保護措置等に関する啓発	(33)
2	武力攻撃事態等及び緊急処理事態において 市民がとるべき行動等に関する啓発	(33)
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	<b>(34)</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	<b>(34)</b>
1	武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制	(34)
2	武力攻撃事態等の認定前の対応	(35)
<b>第2章</b>	<b>市国民保護対策本部の設置等</b>	<b>(36)</b>
1	市国民保護対策本部の設置	(36)
2	通信の確保	(40)
<b>第3章</b>	<b>関係機関等との連携</b>	<b>(41)</b>
1	国・県の対策本部との連携	(41)
2	県知事、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等への措置要請等	(41)
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	(41)
4	他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託	(42)
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	(43)
6	市の行う応援等	(43)
7	ボランティア団体等に対する支援等	(44)

8	市民への協力要請	(44)
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	(45)
<b>第1</b>	<b>警報の伝達等</b>	(45)
1	警報の内容の伝達等	(45)
2	警報の内容の伝達等方法	(46)
3	緊急通報の伝達及び通知	(47)
<b>第2</b>	<b>避難の指示等</b>	(47)
1	避難措置の指示	(47)
2	避難の指示	(48)
3	武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項	(51)
4	避難実施要領の策定	(52)
5	避難する市民の誘導	(53)
6	市が管理する施設における避難誘導のための措置	(56)
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	(58)
1	救援の実施	(58)
2	関係機関との連携	(59)
3	救援の内容	(60)
4	救援の実施における留意事項	(60)
5	要避難地域等における安全確保	(62)
6	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	(62)
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	(64)
1	安否情報の収集	(64)
2	県に対する報告	(65)
3	安否情報の照会に対する回答	(66)
4	日本赤十字社に対する協力	(66)
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	(67)
<b>第1</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	(67)
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	(67)
2	武力攻撃災害の兆候の通報	(67)

<b>第 2</b>	<b>国民生活にかかわる重要施設の安全確保</b>	( 6 8 )
1	生活関連等施設の安全確保	( 6 8 )
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	( 6 9 )
3	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	( 7 0 )
<b>第 3</b>	<b>武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処</b>	( 7 1 )
1	武力攻撃原子力災害への対処	( 7 1 )
2	NBC攻撃による災害への対処	( 7 1 )
3	応急措置の実施	( 7 1 )
4	県経由国から要請を受けた場合の措置	( 7 1 )
5	関係機関との連携	( 7 1 )
6	汚染原因に応じた対応	( 7 1 )
7	汚染拡大を防止するための措置	( 7 3 )
<b>第 4</b>	<b>応急措置等</b>	( 7 3 )
1	武力攻撃災害の兆候の通知	( 7 3 )
2	緊急通報の発令	( 7 3 )
3	事前措置	( 7 4 )
4	退避の指示	( 7 5 )
5	警戒区域の設定	( 7 6 )
6	応急公用負担等	( 7 7 )
7	消防に関する措置等	( 7 7 )
<b>第 8 章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	( 7 9 )
1	被災情報の収集	( 7 9 )
2	第一報の報告	( 7 9 )
3	随時の収集・報告	( 7 9 )
4	新たな重大被害の報告	( 7 9 )
<b>第 9 章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	( 8 0 )
1	保健衛生の確保	( 8 0 )
2	廃棄物の処理	( 8 1 )
3	文化財の保護	( 8 1 )

第10章	国民生活の安定に関する措置	(82)
1	生活関連物資等の価格安定	(82)
2	避難した市民等の生活安定等	(83)
3	生活基盤等の確保	(84)
第11章	交通規制	(85)
1	交通規制の把握	(85)
2	交通規制の実施	(85)
3	緊急通行車両等の確認	(85)
4	交通規制等の周知徹底	(85)
5	緊急交通路確保のための権限等	(85)
6	関係機関との連携	(85)
第12章	特殊標章等の交付及び管理	(86)
1	赤十字標章等の意義	(86)
2	赤十字標章等の交付	(86)
3	特殊標章の意義	(87)
4	特殊標章等の交付及び管理	(87)
第4編	復旧等	(89)
第1章	応急の復旧	(89)
1	市が行う応急の復旧の実施	(89)
2	県が行う応急の復旧の実施	(89)
第2章	武力攻撃災害の復旧	(91)
1	国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施	(91)
2	市が管理する施設及び設備の復旧	(91)
3	県が管理する施設及び設備の復旧	(91)
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	(92)
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	(92)
2	損失及び損害補償	(92)
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	(93)

第5編	緊急対処事態への対処	（94）
1	緊急対処事態	（94）
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	（94）